1. 実施期間

平成27年9月18日(金)~ 平成27年10月1日(木)【14日間】

2. 意見提出の状況

13者38件

【医療機関】柏原赤十字病院

【医療関係団体】 九州医事研究会、(一社)浪速区医師会、(一社)日本遠隔医療学会

【ICTベンダー】 ViewSend ICT(株)、(株)セールスフォース・ドットコム

【個人】7者

## 3. 意見に対する考え方(案)

✓ 個別に考え方を示すもの:6件

主な意見	意見に対する考え方(案)
PHRよりも、患者が医療機関から直接データの一部を閲覧できる「患者ポータル」を先に実現すべき。	平成27年度において、EHRにある医療機関側のデータを患者側に提供することによる地域医療の質の向上等について調査・検討を行っており、この成果も踏まえてPHRを推進することとしている。
「病診連携、医療・介護連携」はEHRの内容ではないか。	EHRと連携したPHRによって、より利便性の高い仕組みとしても実現可能なため、PHRのユースケースの一つとして記載しているところ。
国等から「監視」されるような制度はプライバシー の侵害。機微な情報の削除やアクセス拒否を希望 する人に不利益が無いようにすべき。	PHRは、本人が自らの意思で、自らの健康・医療・介護情報を様々なサービスに活用することを目指すものであり、国等による「監視」を目指すものではない。 また、本人が知られたくない情報を本人が非表示又は削除できる等の方策の検討が必要である旨、報告書(案)に記載しているところ。
医療における情報セキュリティの概念が明確でない。 懇談会に情報セキュリティの専門家が参加しているのか。	懇談会には「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.2版」等に関する有識者も参加。 個人情報保護法令や関連ガイドラインに基づくセキュリティ確保の観点からの検証も必要不可欠である 旨、報告書(案)に記載しているところ。
クラウド導入に際しては個人情報保護条例の見直 しが必要なケースが存在することも予想され、その 対応が必要であることを記載すべき。	各地方公共団体の条例は、住民自治の原則の下で制定・改廃されるべきものであるが、地域においてもICT事業者、医療関係団体、行政などあらゆる主体の叡智を集めた検討体制の構築を検討すべき旨を記載しており、このような取組も通じて合意形成が図られることを期待しているところ。なお、ガイドラインの整備を行うことで、クラウドを活用したモバイルサービスの普及を促進する旨を記載しており、このような環境整備が、結果的に個人情報保護条例の見直しにつながる可能性はあるものと考えられる。
医療情報がモバイルフレンドリーでないため容易 に情報収集ができない点に言及すべき。	医療情報システム等の既存ソリューションとモバイルサービスの連携等についても今後検討が必要である旨、報告書(案)に記載しているところ。

✓ このほか、賛同意見として承るもの(6件)、今後の検討の参考とするもの(24件)、意見募集対象への直接 の意見でないため参考意見として承るもの(2件)が存在。